

○群馬県警察少年非行総合対策推進要綱の制定について（例規通達）

平成9年12月25日

群本例規第27号（少）警察本部長

〔沿革〕

平成19年8月群本例規第24号（少）改正

最近における少年非行は、質・量ともに深刻化の様相を呈しており、さらに、少年に係る犯罪被害等も大きな社会問題となるなど極めて憂慮すべき情勢にある。

このような情勢に的確に対処するため、別添のとおり群馬県警察少年非行総合対策推進要綱を制定し、少年警察運営の刷新と総合的な対策の確立を図ることとしたから、実効ある諸対策を総合的に推進されたい。

なお、次に掲げる例規通達は、廃止する。

- 1 群馬県警察少年非行総合対策委員会設置要綱の制定について（昭和56年群本例規第27号）
- 2 群馬県警察少年非行総合対策要綱の制定について（昭和57年群本例規第15号）

別添

群馬県警察少年非行総合対策推進要綱

第1 基本方針

現下の厳しい少年非行情勢等に対処し、少年の健全な育成を図るためには、少年を非行から守り、これを保護するための諸対策の積極的な推進に加え、悪質な非行及び少年の福祉を害する犯罪には厳正に対処していくことが極めて重要である。

このため、少年非行に係る総合的な対策の実施に当たっては、関係機関・団体等との連携を一層強化しつつ、「強くやさしい」少年警察運営の推進に努めることを基本とする。

第2 少年警察運営の刷新

1 少年事件に係る捜査力の強化

少年非行の凶悪化、粗暴化及び集団化並びに薬物乱用の増加等複雑多様化する少年事件に的確に対処するため、次の事項を推進する。

- ア 捜査指揮及び指導体制の充実強化
- イ 適正かつ密な少年事件捜査の徹底
- ウ 検察庁、家庭裁判所、児童相談所等との連携の強化

2 少年の福祉を害する犯罪に係る捜査力の強化

広域化、悪質化及び巧妙化する少年の福祉を害する犯罪に係る捜査力の強化を図るため、次の事項を推進する。

- ア 関係部門相互の連携の強化

- イ 県内関係警察署間又は関係都道府県警察間による合同・共同捜査
- ウ 新たな形態の犯罪や組織的な犯罪に重点指向した捜査の推進

3 街頭活動等の強化

非行少年、家出少年等の早期発見及び補導並びに不良行為少年等に対する適切な措置を講じるため、次の事項を推進する。

- ア 少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した街頭活動の強化
- イ 暴走族、チーム等の非行集団の実態把握及び解体補導の徹底
- ウ 特に必要と認められる不良行為少年等に対する継続補導の強化

4 被害少年対策の推進及び少年相談機能の充実強化

被害少年の保護及び少年相談機能の一層の充実強化を図るため、次の事項を推進する。

- ア 被害少年に対する継続的な支援の強化
- イ 部外専門家、各種相談機関、学校等との連携の強化
- ウ 少年相談窓口の周知徹底

5 体制の充実強化等

社会事象の変化及び非行情勢に的確に対応できる少年警察の体制を確立するため、次の事項を推進する。

- ア 少年事件の捜査及び触法少年事案の調査に従事する警察官、少年警察補導員に対する実践的教養の強化
- イ 少年警察活動のあらゆる場面における関係部門との連携の強化
- ウ 少年警察ボランティアの機能を十分に生かした活動の強化
- エ 他機関の青少年関係団体との連携の強化

第3 少年の規範意識の啓発等

1 学校との連携の強化

校内暴力やいじめのほか、薬物乱用、暴力非行、性非行等の分野においても、生徒非行が深刻化している情勢にかんがみ、次の事項を推進する。

- ア 学校警察連絡協議会の活性化及び学校との緊密な情報交換等による少年非行に対する共通理解の保持
- イ 生徒の規範意識の啓発及び警察と学校との連携による街頭活動の推進等の具体的な措置に係る積極的な働きかけ
- ウ 児童及び生徒を犯罪等の被害から守るための学校との協力関係の確立

2 家庭及び地域社会との連携の強化

深刻化する非行情勢等についての共通認識を形成し、県民一人一人の社会的責任の自覚を高めるため、次の事項を推進する。

- ア 各種広報媒体の積極的な活用及び関係機関・団体等との連携による広報啓発活動の展開
- イ 少年非行防止世論の形成に向けた県民運動の展開
- ウ 関係機関・団体等との連携による少年の社会参加活動、スポーツ活動等の一層の充実

第4 少年を取り巻く環境の浄化

1 性を売り物とする営業に対する指導取締りの強化

青少年の健全な育成を阻害する営業、風俗関連営業等性非行の温床となりやすい営業については、少年とのかかわりの絶無を期するため、関係部門との連携により、次の事項を推進する。

ア 青少年の健全な育成を阻害する営業に対する群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）の厳正な適用による指導取締りの徹底

イ 各種法令を活用した悪質違反の取締りの強化

2 少年の福祉を害する行為の取締り

少年に対する覚せい剤等の薬物の密売をはじめ児童買春、児童ポルノ、少年に対する暴力団への加入の強制等少年の権利を侵害し、その福祉を害する行為については、関係法令を活用した取締りを徹底する。

3 少年に対する有害情報のはん濫の抑止

群馬県青少年健全育成条例第14条の規定により規制対象となっている有害図書類のほか、インターネット等の新たなメディアに係る有害情報のはん濫を抑止するため、次の事項を推進する。

ア 県及び市町村の教育委員会等の関係機関、地域住民等との連携による関係業者の自主的措置の促進及び個別の業者に対する指導の徹底

イ 悪質な業者に対する取締りの強化

ウ 広告宣伝媒体の分析等創意工夫した実態把握の徹底

4 少年による深夜の遊興や不良行為を助長する環境の浄化

遊興費を得ることを目的とした暴力非行や性非行の急増及び少年の飲酒や喫煙の公然化が規範意識の低下の一因となっている現状にかんがみ、少年による深夜の遊興や不良行為を助長するなど少年のたまり場となりやすい環境の浄化に努めるため、次の事項を推進する。

ア 深夜まで営業するカラオケボックス、ゲームセンター等の商業娯楽施設やコンビニエンスストア等に対する積極的な働きかけによる自主的措置の促進

イ たばこ・酒類の販売店及び同自動販売機の設置者に対する未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）、未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）等に基づく指導の徹底及び自主的措置の促進